

重点事項推進WG横断的的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	公認会計士
2. 所管府省庁	金融庁
3登録・入会制度について	
・登録者数	公認会計士16,222名、会計士補6,419名(平成18年3月末現在)
・登録先	日本公認会計士協会(以下「協会」)(公認会計士法(以下「法」)第18条、第19条第1項)
・登録審査の実施者	協会(法第19条第3項)
・入会の強制有無	有。 公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり、公認会計士が登録を抹消されたとき及び監査法人が解散したときは、当然、協会を退会する。(法第46条の2)
・団体の法的根拠	公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会を設立しなければならない。(法第43条第1項)
・強制加入としている場合のその理由	協会による公認会計士に対する指導・連絡・監督及び登録事務は、一元的・統一的に行う必要がある。
・設立の目的	協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士の登録に関する事務を行うことを目的とする。(法第43条第2項)
4. 報酬規定について	
・報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	無。
・報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	平成15年10月、協会が「監査報酬算定のためのガイドライン」を策定・公表。 同ガイドラインにおいては、①監査報酬の算定方法の例示と解説がされ、また②「監査実施状況調査」を行い監査時間や監査報酬等の実績値の公表を行う旨示されたが、報酬額の目安を示したものではない。
・報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	監査報酬は、監査人と被監査会社の協議により決定される。報酬の推移は不明。

<p>5. 広告規制について</p> <p>・広告規制の有無 有の場合その記載箇所と規制の理由</p>	<p>無。</p>
<p>6. 資格取得試験について</p> <p>・試験について規定する根拠法令</p>	<p>法第5条から第14条</p>
<p>・受験者及び合格者数の推移(10年間)</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>・合格率が大幅に変わっている場合その理由</p>	<p>漸増傾向にあるが、直近10年間で大幅な変更はない。</p>
<p>・現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応</p>	<p>複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、公認会計士は、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手等として、重要な役割を担うことが一層求められている。このような期待に応えるため、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められ、法改正による試験制度の見直しが行われた。 公認会計士試験第3次試験合格者の累計は18,668人(公認会計士登録者数16,222人。平成18年3月末)である。</p>
<p>・資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)</p>	<p>平成15年法改正により、平成18年から新しい試験制度へ移行。新試験制度の特徴として、 ①試験体系の簡素化(3段階5回から1段階2回へ) ②受験資格の撤廃(1次試験の廃止) ③試験科目免除制度の拡充 i 実務経験等による試験科目免除の導入 ii 論文式試験における有効期間(2年間)を設けた科目免除の導入</p>
<p>・関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容</p>	<p>司法試験合格者、不動産鑑定士試験合格者、税理士試験合格者等に対する科目免除がある。 ①司法試験合格者に対しては、短答式試験並びに論文式試験の企業法及び民法を免除 ②不動産鑑定士試験合格者に対しては、論文式試験の経済学又は民法を免除 ③税理士試験の2科目合格者(簿記論及び財務諸表論)に対しては、短答式試験の財務会計論を免除、さらに税理士となる資格を有する者に対しては、論文式試験の租税法を免除</p>
<p>・受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容</p>	<p>平成18年より新しい試験制度へ移行したことに伴い、受験資格は撤廃され、誰でも受験できることとなった。</p>

<p>7. 罰則規定について</p> <p>・懲戒処分権者</p>	<p>金融庁長官（法第32条、第33条、第34条の21第3項、第49条の4）</p>
<p>・懲戒の内容</p>	<p>公認会計士・・・戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消（法第29条） 監査法人・・・戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散命令（法第34条の21）</p>
<p>・懲戒となる行為</p>	<p>（公認会計士）</p> <p>①故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合（法第30条第1項）</p> <p>②相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合（法第30条第2項）</p> <p>③この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は必要な指示に従わないとき（法第31条）</p> <p>（監査法人）</p> <p>①社員が故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合（法第34条の21第2項第1号）</p> <p>②社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合（法第34条の21第2項第2号）</p> <p>③この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められる場合（法第34条の21第2項第3号）</p> <p>④必要な指示に従わない場合（法第34条の21第2項第4号）</p>
<p>・資格者団体による懲戒（法的な懲戒処分との整合）</p>	<p>公認会計士法に基づく懲戒処分は金融庁長官が行うが、これとは別に、協会は自主規制団体として、協会の事業遂行を確保するため、会則第31条の規定に基づき、戒告、会則によって与えられた権利の停止、除名（公認会計士である者を除く）、金融庁長官の行う登録抹消等の懲戒処分の請求の4種類の懲戒処分を行うことができる。</p>
<p>・資格者団体による懲戒となる行為</p>	<p>①法令によって処分を受けたとき（会則第31条第1項第1号）</p> <p>②監査その他の業務につき公認会計士の信用を傷つけるような行為をしたとき（会則第31条第1項第2号）</p> <p>③協会が必要があると認めて徴求する報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき（会則第31条第1項第3号）</p> <p>④1年以上会費を滞納し催告を受けてなお納付しないとき（会則第31条第1項第4号）</p> <p>⑤会則又は規則に違反したとき（会則第31条第1項第5号）</p>
<p>8. 免許の更新</p> <p>・更新制度の有無</p>	<p>無。</p>
<p>・定期的な講習等の有無 その内容および頻度</p>	<p>・公認会計士は、1時間を1単位として年間40単位以上、協会が行う継続的専門研修を受講しなければならない。（法第28条ほか）</p> <p>・継続的専門研修の研修内容は、①監査業務その他公認会計士業務に関する事項、②職業倫理及び公認会計士制度に関する事項（会則第83条第1項）。</p>

(別紙)

公認会計士試験の受験者及び合格者数の推移(10年間)

試験区分	年 別	受験者数 (願書提出者数)	合格者数	(参考)合格率
第1次試験	平成8年	266	45	16.9%
	平成9年	249	34	13.7%
	平成10年	227	27	11.9%
	平成11年	221	34	15.4%
	平成12年	141	28	19.9%
	平成13年	119	19	16.0%
	平成14年	150	30	20.0%
	平成15年	166	20	12.0%
	平成16年	147	13	8.8%
	平成17年	68	10	14.7%
第2次試験	平成8年	10,183	672	6.6%
	平成9年	10,033	673	6.7%
	平成10年	10,006	672	6.7%
	平成11年	10,265	786	7.7%
	平成12年	11,058	838	7.6%
	平成13年	12,073	961	8.0%
	平成14年	13,389	1,148	8.6%
	平成15年	14,978	1,262	8.4%
	平成16年	16,310	1,378	8.4%
	平成17年	15,322	1,308	8.5%
第3次試験	平成8年	1,103	690	62.6%
	平成9年	1,063	614	57.8%
	平成10年	1,150	651	56.6%
	平成11年	1,154	654	56.7%
	平成12年	1,143	679	59.4%
	平成13年	1,154	710	61.5%
	平成14年	1,225	755	61.6%
	平成15年	1,294	802	62.0%
	平成16年	1,428	934	65.4%
	平成17年	1,615	1,053	65.2%